

石巻市監査委員告示第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項及び第4項の規定に基づき監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表します。

平成27年6月26日

石巻市監査委員 柴 山 耕 一

石巻市監査委員 矢 川 昌 宏

石巻市監査委員 伊 藤 啓 二

- 1 監査対象部課等 財務部
財政課、行政経営課、市民税課、資産税課、納税課
- 2 監査対象範囲 平成26年度一般事務及び財務に関する事務の執行
(平成27年2月28日現在)
- 3 監査期間 平成27年4月2日から同年6月26日まで
- 4 監査場所 石巻市監査委員事務局及び現場
- 5 監査結果 平成26年度一般事務及び財務に関する事務の執行状況について、事務処理状況を試査したところ、特に指摘事項は認められなかった。
なお、指摘事項以外の軽微な事項については、別途指導しました。